

国住指第4794号

平成21年3月16日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 手動開閉戸を設けたエレベーターの施錠装置等の緊急点検について

平成21年2月16日（月）に東京都新宿区の「帝都典礼ビル」のエレベーターにおいて、利用者がかごに乗り込もうとしたところ、かごがなく、昇降路内に転落し死亡するという痛ましい事故が起きたことは誠に遺憾です。

当該エレベーターのかご及び昇降路の戸は手動で開閉する方式の戸（以下、「手動開閉戸」という。）であり、当該戸には建築基準法施行令第129条の10第3項第二号に規定する安全装置（昇降路の出入口の戸は、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ外から開くことができない装置）（以下、「施錠装置」という。）等が設けられていたにもかかわらず、何らかの不具合により、かごが当該階の位置にない状態で、昇降路の戸が開いた状態となっていたと考えられています。

現在、事故の原因については調査を継続しているところですが、同様の事故防止の観点から、不具合があった可能性が高いと考えられる、三精輸送機株式会社が設置した手動開閉戸を設けたエレベーターの施錠装置等について緊急点検を実施することとしたので、下記により建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して必要な措置を講じてください。また、他の製造メーカーが設置したものについても追って緊急点検の実施を検討していますのでご留意願います。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

### 記

#### 1. 対象となるエレベーターの特定

特定行政庁は、別に送付する三精輸送機株式会社から提供のあったリストについて、特定行政庁に保存されている確認申請書等との照合等をもとに、緊急点検の対象となるエレベーターを特定すること。

## 2. 点検の内容

特定行政庁は、当該エレベーターの所有者等に対し、建築基準法（以下、「法」という。）第12条第5項に基づき、速やかに次の項目について法第12条第3項に基づく定期検査又は同4項に基づく定期点検に準じた点検を行い、その結果を特定行政庁に報告するよう求めること。なお、点検は一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者によって実施されるものとし、点検を実施した者の点検証明（点検結果の記載と記名・押印）及びエレベーターの所有者等の記名、押印を添えて報告するよう求めること。

### （1）施錠装置

※この際、当該施錠装置の取り付け状況、バネ等の損耗の状況、手動にて扉に開閉衝撃を繰り返し強く作用させた場合におけるロック機構の作動の状況等について慎重に確認すること。

### （2）建築基準法施行令第129条の10第3項第一号に規定する安全装置（かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置）

## 3. 問題がある場合の措置

特定行政庁は、上記2. の点検結果について問題があると判断される場合には、安全が確保されるまで当該エレベーターの運行を停止させるとともに、必要に応じて、法第9条第1項に基づく是正措置を命ずる等、適正な状態に改善されるよう必要な措置を講ずること。

## 4. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、上記2. の点検の実施状況等について、貴管内の特定行政庁への報告状況を取りまとめ、平成21年4月13日（月）までに別紙様式により当職まで報告すること。

なお、本通知とは別に、三精輸送機株式会社がリストに基づく自主点検を別途実施しているところであるので、本通知に基づく点検と同様の点検が同社により既に実施されている場合、所有者等から同社による自主点検の結果の報告を受けることにより本通知に基づく点検の報告としてもよい。